2020年度　香川大学　授業料免除申請に関するQ＆A

項目	番号	質問	回答
免除の基準や選考方法について	1	「家計基準」と「学力基準」について教えてほしい。	家計基準は公表していませんが、授業料免除申請のしおりに、家計基準の目安と学力基準について記載されていますので、各自で確認してください。 「家計基準」は世帯構成員や世帯全体の収入等を総合的に判断しますので、一概に年収だけでは判断できません。
	2	前期分免除申請では「全額免除」となったが、後期分の免除申請でも「全額免除」になるか。	後期分の免除選考は10月の状況で判定されますので、家庭状況が前期分の申請と変わっていれば、後期分の選考結果も変わる場合があります。 また、申請者の家庭状況が一切変わっていなくても、後期分の申請者数が前期分よりも多くなった場合には、より困窮度が高いと判断される方を優先して免除しますので、予算の都合などにより免除額が変わることもあります。
申請方法・申請書類について	3	申請書類はどのように提出したらよいか。	必要書類をすべて揃え、申請受付期間内に学生本人が直接持参してください。申請書類を確認しながら、家庭状況や収入状況について面談により確認します。 学生本人が申請者となりますので、、家庭状況等を学生自身でしっかりと把握したうえで申請してください。
	4	学生である自分は家族の勤務状況や収入状況について十分に把握していないが、どうしたらよいか。	**免除書類を作成する際は、家族の状況（勤務先の採用時期や収入状況、年金や保険金等）を学生自身でしっかりと把握してから申請してください。** 申請の受付時において、面談により詳しく確認しますので、家族の状況がよく分からない場合は受付できないことがあります。
	5	家庭調書の中でよく分からない項目（就学者の学校区分等）があるが、記入しなくてよいか。	実際の状況を確認し、必ずいずれかを選択して該当の箇所へ記載してください。**申請者が記載する項目については、不明のまま提出することがないようにしてください。**
	6	申請受付期限までに証明書類が揃わないため、申請書類を提出することができない。どうしたらよいか。	申請受付期限以降でないと揃わない書類以外の書類をすべてそろえて提出してください。その際に、揃えることができなかった書類は、提出できる時期を各自把握したうえで申請受付時に担当者に申し出てください。 なお、不備書類については、大学が提出期限を指示しますが、**連絡なく期日までに提出されない場合は、大学から督促・連絡は行いません。その場合は、書類不備として申請を受け付けません**ので注意してください。
	7	申請受付期限以降でないと状況が判明しない内容（就職や進学）については、どのように記載したらよいか。	申請書提出時における見込みで鉛筆で記入しておき、受付担当者にそのことを申し出てください。状況が確定次第、必要書類を提出してください。
	8	申請期間中に、教育実習等でどうしても大学に持参することができない。どうしたらよいか。	家庭状況や収入について面談により確認しますので、郵送や友人による代理提出は認められません。事前申請期間を設けていますので、実習等に行く前に本人が直接学生生活支援グループの窓口へ持参してください。 なお、事前申請期間中にどうしても持参することができない場合は、事前申請期間の最終日までに学生生活支援グループへ相談してください。
	9	書類提出後に不備書類が判明した場合はどのように知らせてくれるのか。	確認票に記載されている電話番号へ電話する、またはメールアドレスへメールします。**連絡がとれないことにより、書類不備が解消されない場合は申請を受け付けません**ので、大学から連絡があった場合は、必ず対応してください。 メールアドレスが届かないこともありますので、特にハイフン、アンダーバー、ゼロとO（オー）、l(エル)と1などは、はっきり分かるように記載してください。
	10	所得（課税）証明書を提出したが、再提出を求められた。どのような場合に再提出を指示されるのか。	所得証明書は、所得（収入）及び住民税課税・非課税の有無（課税額等）が記載されたものを提出してください。なお、これらの必要事項欄が＊＊表記により省略された証明書の場合は、証明書として確認できないケースもあります。市区町村によっては、「0」を＊＊で証明しているところもあるようですが、その場合、「「0」を＊＊で証明している」旨の記載がされていればかまいません。 また、これらの必要事項を証明する証明書については、市区町村により、所得証明書ではなく「課税証明書」「非課税証明書」等と書類名称が異なる場合もあります。証明される内容を必ず窓口等で確認のうえ、該当の証明書交付を申し込んでください。 ※市区町村によっては、「0」を＊＊で証明しているところもあるようですが、その場合、「「0」を＊＊で証明している」旨の記載がされていればかまいません。（次頁、「所得証明書の記載例」参照）
	11	「源泉徴収票」と「所得（課税）証明書」は両方の提出が必要か。	「源泉徴収票」と「所得（課税）証明書」の金額を照合しますので、両方とも必要です。勤務先が1か所だけであっても、その他に収入や所得等がないことを確認するため、両方の書類が必要です。

項目	番号	質問	回答
	12	収入がないため市区町村役場で「所得（課税）証明書」が発行できないといわれた。	市区町村役場等で所得がなかったことの申告手続きをしたうえで、「所得（課税）証明書」の発行を依頼してください。
	13	父（母）は以前から無職のため収入が一切ない。収入（所得）がない場合でも、所得証明書の提出は必要か。	所得がないことを証明するものとなりますので提出が必要です。なお、所得欄が**表記で省略された証明書の場合（収入欄が0円等で表記され所得欄が＊＊表記あるいは斜線の場合は可）、所得が0円である事の証明として確認できないケースもあります。
	14	年金に関する書類の提出は、公的年金の分だけ提出すればよいのか。	公的年金の分だけでなく、受給しているすべての種類の年金（個人年金を含む）について、最新の「年金振込通知書（写）」または「年金額改定（決定）通知書（写）を提出してください。なお、年金の「源泉徴収票」は提出書類として認めていません。
	15	年金を受給している家族がいるが、「振込通知書」等が実家に届いていない場合、または紛失した場合はどうすればよいか。	年金の支払元に電話で連絡し、「振込通知書」の再発行を依頼してください。ほとんどの場合再発行が可能です。
独立生計について	16	税法上も父母の被扶養者にはなっておらず、父母とも別居して生活しているが、住民票上では父母と同じ住所になっている。独立生計者として申請する場合、父母と同居していないことを示すにはどうしたらよいか。	住民票を提出するとともに、公共料金の領収書と居住先の賃貸借契約書で現住所と氏名が確認できるものを提出してください。
	17	両親の所得証明書では、申請者本人が所得税法上で父母の扶養からはずれていることを確認（証明）できない。	所得税法上、父母等の扶養親族ではないこと、扶養親族からはずれたことが確認できる書類の提出が別途必要となります。なお、健康保険上の扶養からはずれたことを証明する書類は、扶養親族となれる所得限度額が所得税法上と異なるため、提出書類として認められません。 【例】父母等が主たる勤務先に提出する「令和(または平成)〇年度分給与所得者の扶養控除（異動）申告書（写）」、あるいは父母等の扶養親族氏名が明記されている「令和(または平成)〇年分給与所得の源泉徴収票（写）」または「令和(または平成)〇年分所得税の確定申告書第一表・第二表（写）」 ※年度途中で扶養から外れた場合は、別途学生生活支援グループへご相談ください。
申請取下げ	18	申請を取下げたい。	申請を取下げる場合は、申請者自身が学生生活支援グループの窓口へ申し出て,。学資負担者(父母等)が申請を取下げようとする場合には、申請者本人を通じて申し出てください。「申立書（様式10）」に申請を取り下げる旨を記載して提出してください。電話での取り下げはできませんので、必ず申立書を提出してください。 なお、いったん申請を取下げた場合、取下げを撤回することはできません。
	19	授業料免除申請をしたが、急遽休学することになった。どうすればよいか。	学生生活支援グループへ休学をする旨と授業料免除申請を取下げる旨を申し出てください。なお、いったん申請を取下げた場合、取下げを撤回することはできません。
前期分後期分申請について	20	前期分、後期分それぞれ申請する必要があるのか。	授業料免除の申請は、前期(4～9月)分の授業料免除申請時に、後期(10～3月)分の授業料免除申請についても申請する制度です。前期に申請すれば、原則として後期の時点での申請は不要です。**ただし、後期(10月1日)時点において、前期(4月1日)の時点から家計状況等に変更がないことを前提とした申請方法です。**したがって、前期に申請をして、10月1日時点で変更がある場合には、変更事由申立書(様式0)と関連書類を提出する必要があります。後期分から新規に申請する場合は申請に必要な書類をすべて提出しなければなりません。 また、**この申請方法は、前期分申請時に同一年度の前期分と後期分をあわせて申請する制度です。年度を通じた申請ではないため、年度が変われば、新たに申請をする必要があります。**
	21	前期に申請した場合、その後に行わなければならない手続や気をつけておくことは何かあるか。	前期分、後期分申請を行った場合でも、後期分授業料免除申請のしおり(7月上旬ころに香川大学ホームページで公表予定)に、変更申請に関する記載を行いますので、変更申請が必要な事由の該当の有無について必ず確認してください。なお、変更申請が必要な場合は、必ず変更申請を行ってください。
	22	前期の判定結果で全額免除(半額免除/不許可)となった。この場合、後期も同様の結果となるのか。	授業料免除の判定は、前期・後期それぞれ独立して実施しており、それぞれの予算の範囲内で実施します。前期分、後期分の申請を行った場合でも、前期と後期で同じ結果になるとは限りません。
	23	経過措置の対象者は。	2019年度以前入学の学部学生（日本人・留学生）です。 留学生については、本学の授業料免除制度に申請してください。 日本人については、原則として、高等教育修学支援制度に申請することになりますが、本学の授業料免除を併せて申請することができます。

項目	番号	質問	回答
経過措置について	24	2019年度以前入学の日本人学部学生であるが、経過措置を受けるためには、いつ、どのような手続をすればよいか。	経過措置とは、原則として高等教育修学支援新制度に申請し、対象外となる者および支援額が減少する者に対して、本学の授業料免除も併せて申請した場合に、本学の授業料免除制度における判定結果の免除額まで免除を支援するものです。 【例】半期分授業料が267,900円で、新制度と本学の授業料免除に申請 新制度の結果：第Ⅱ区分に採用され、178,600円免除 本学の授業料免除結果：全額（267,900円）免除 経過措置により89,300円を支援し、全額（267,900円）免除となる。 この支援を受けるためには原則として ①高等教育修学支援新制度に申請する ②本学の授業料免除に申請する の2つの手続が必要です。 また、①②の手続は、それぞれの申請期間中に行わなければなりません。 ①よりも②の申請期間が早い場合で、①の結果が分からなくても、支援を希望する者は、あらかじめ②の申請をしておいてください。 なお、進学までに要する期間の要件や所得要件を満たさないため新制度に申請できない（しない）者で授業料免除申請を希望する者は、②の手続のみ行ってください。
	25	経過措置を希望すれば必ず支援を受けられるのか。	経過措置による支援を希望しても、本学の授業料免除制度においては、これまでどおり家計基準と学力基準により選考しますので、両方の基準を満たしていなければ、支援を受けることができません。 また、限られた予算の範囲内で実施するため、基準を満たしていても支援を受けられなかったり、家庭状況に変更がなくても前期と後期で結果が変わることがあります。